

2025年2月26日

各位

会社名 株式会社AIR-U
(コード番号 5135 TOKYO PRO Market)
代表者名 代表取締役社長 田中 康之助
問合せ先 取締役管理本部長 半田 祐樹
TEL 03-6277-6692
URL <https://air-u.jp>

定款の一部変更及び会計監査人の選任に関するお知らせ

当社は、2025年2月26日開催の取締役会において、「定款の一部変更の件」及び「会計監査人選任の件」を2025年3月25日に開催予定の第8回定時株主総会に付議することを決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

I. 定款の一部変更の件

1. 定款変更の目的

(1) 会計監査人の設置について

当社は、会社法第2条第6号に定める大会社には該当しませんが、監査体制の強化を図り計算書類等の正確性を確保するため、当社の機関として会計監査人を設置するものであります。

(2) 取締役の任期変更について

取締役の任期を現行の2年から1年に短縮することにより、取締役の事業年度に関する責任をより明確にし、変化の激しい経営環境に迅速に対応するための経営体制構築のためのものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容については、別紙のとおりです。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催予定日 2025年3月25日

定款変更の効力発生予定日 2025年3月25日

II. 会計監査人選任の件

1. 会計監査人選任の理由

当社は、現在、かがやき監査法人により、東京証券取引所の規則に基づいて監査を受けておりますが、コーポレート・ガバナンスの一層の強化を図るため、会計監査人設置会社に移行するものです。なお、会計監査人には、かがやき監査法人が就任する予定です。

「会計監査人の選任の件」につきましては、監査役会の決定に基づいております。

また、かがやき監査法人を会計監査人の候補者とした理由は、会計監査人に求められる専門性、独立性、品質管理体制、監査の実施体制、監査報酬等を総合的に勘案し、職務の執行が適正に行われることを確認する方針とし、当該基準を満たし、高品質な監査を維持しつつ効率的な監査業務の運営が期待できると判断したためであります。

本件は上記「定款の一部変更の件」が第8期定時株主総会において承認可決されることを条件としております。

2. 会計監査人候補者の名称等

名 称	かがやき監査法人
所 在 地	東京都千代田区霞が関三丁目6番14号三久ビル
業 務 執 行 社 員 の 氏 名	林 幹根 林 克則
公認会計士法に基づく 上場会社等監査人登録 制度への登録状況	登録されております。

3. 就任予定年月日

2025年3月25日 第8期定時株主総会開催予定日

以上

【別紙】

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1条～第3条 (省略)</p> <p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会 (2) 監査役 (3) 監査役会 (新 設)</p> <p>第5条～第19条 (省略)</p> <p>(任期)</p> <p>第20条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p><u>2 増員又は補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>第21条～第35条 (省略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p style="text-align: center;">第6章 計算</p> <p>第36条～第39条 (省略)</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1条～第3条 (現行どおり)</p> <p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会 (2) 監査役 (3) 監査役会 (4) <u>会計監査人</u></p> <p>第5条～第19条 (現行どおり)</p> <p>(任期)</p> <p>第20条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(削 除)</p> <p>第21条～第35条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;"><u>第6章 会計監査人</u></p> <p>(選任方法)</p> <p><u>第36条 会計監査人は、株主総会において選任する。</u></p> <p>(任期)</p> <p><u>第37条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p><u>2 前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。</u></p> <p style="text-align: center;">第7章 計算</p> <p>第38条～第41条 (現行どおり)</p>